

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定	
2	2 水防対策において参考とする浸水想定 (略) <u>(2) 愛知県が設定した高潮浸水想定(平成26年11月26日)</u>	2 水防対策において参考とする浸水想定 (略) <u>(削除)</u>	水防法に基づく高潮浸水想定区域を指定したため
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
3	1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。	1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、 <u>実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u>	防災基本計画第1編第3章 (p6)
4	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 また、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等</u> (以下「 <u>避難勧告等</u> 」という。)に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、 <u>避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用</u> を図ること。 また、 <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u> (以下「 <u>避難情報</u> 」という。)等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）		修 正 案	改正理由								
	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。		4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u>	防災基本計画第2編第1章（p6）								
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
6	1 町		1 町	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係								
	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>東浦町</td><td>(略) (4) <u>避難の勧告、指示</u>を行う。 (略)</td></tr></table>	機関名	内容		東浦町	(略) (4) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略)	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>東浦町</td><td>(略) (4) <u>避難指示</u>を行う。 (略)</td></tr></table>	機関名	内容	東浦町	(略) (4) <u>避難指示</u> を行う。 (略)	
機関名	内容											
東浦町	(略) (4) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略)											
機関名	内容											
東浦町	(略) (4) <u>避難指示</u> を行う。 (略)											
	3 県		3 県									
	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>愛知県</td><td>(略) (5) <u>避難の勧告、指示の代行</u>をすることができる。 (略)</td></tr></table>	機関名	内容	愛知県	(略) (5) <u>避難の勧告、指示の代行</u> をすることができる。 (略)	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>愛知県</td><td>(略) (5) <u>避難の指示を代行</u>をすることができる。 (略)</td></tr></table>	機関名	内容	愛知県	(略) (5) <u>避難の指示を代行</u> をすることができる。 (略)		
機関名	内容											
愛知県	(略) (5) <u>避難の勧告、指示の代行</u> をすることができる。 (略)											
機関名	内容											
愛知県	(略) (5) <u>避難の指示を代行</u> をすることができる。 (略)											
8	4 指定公共機関及び指定地方公共機関		4 指定公共機関及び指定地方公共機関	表記の整理等								
	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>中部電力株式会社（※1）</td><td>(1) <u>電気供給施設</u>の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (略)</td></tr></table>	機関名	内容		中部電力株式会社（※1）	(1) <u>電気供給施設</u> の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (略)	<table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>中部電力株式会社（※1）</td><td>(1) <u>電力設備</u>の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (略)</td></tr></table>	機関名	内容	中部電力株式会社（※1）	(1) <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (略)	
機関名	内容											
中部電力株式会社（※1）	(1) <u>電気供給施設</u> の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (略)											
機関名	内容											
中部電力株式会社（※1）	(1) <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに発災後は、被災状況を調査し、その早期回復を図る。 (略)											

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由								
9	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>自治団体 （自主防災組織）</td><td>区、町内会等の自治団体（自主防災組織）は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。</td></tr></table>	機関名	内 容	自治団体 （自主防災組織）	区、町内会等の自治団体（自主防災組織）は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。	5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>自治団体 （自主防災組織）</td><td>区、自治会等の自治団体（自主防災組織）は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。</td></tr></table>	機関名	内 容	自治団体 （自主防災組織）	区、自治会等の自治団体（自主防災組織）は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。	表記の整理
機関名	内 容										
自治団体 （自主防災組織）	区、町内会等の自治団体（自主防災組織）は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。										
機関名	内 容										
自治団体 （自主防災組織）	区、自治会等の自治団体（自主防災組織）は、地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。										
	第2編 災害予防	第2編 災害予防									
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進									
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携									
12	4 自主防災組織の活動 （2）災害発生時の活動 ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達 6 防災ボランティア団体等との連携 （2）コーディネーターの確保 （略） 町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するフォローアップ研修に参加させるなど、コーディネート知識及び技術の向上を図るものとする。	4 自主防災組織の活動 （2）災害発生時の活動 ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難情報の伝達 6 防災ボランティア団体等との連携 （2）コーディネーターの確保 （略） 町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するレベルアップ研修に参加させるなど、コーディネート知識及び技術の向上を図るものとする。	表記の整理								
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策									
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策									
15	<u>（追加）</u> 2 河川情報等の提供 （略） 3 予想される水災の危険の周知等	2 流域治水プロジェクト 気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・町、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。 3 河川情報等の提供 （略） 4 予想される水災の危険の周知等	対策の追加								

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(略) 4 水防管理者における措置 (略)	(略) 5 水防管理者における措置 (略)	
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
19	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (略) (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (略) ウ 町は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難勧告、避難指示(緊急)を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。	2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 (略) (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (略) ウ 町は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	
	第2節 ライフライン施設	第2節 ライフライン施設	
25	(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 <u>電力事業者</u> 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、 <u>電気事業者及び電気通信事業者</u> は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。	(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 <u>電気事業者</u> 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、 <u>電気事業者及び通信事業者</u> は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。	表記の整理
	第8章 都市の防災性の向上	第8章 都市の防災性の向上	
	基本方針	基本方針	
31	○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や、建築物の不燃化の促進、土地区画整理事業等による面的な整備を促進する。	○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や、建築物の不燃化の促進、土地区画整理事業等による面的な整備を促進する。	都市再生基本方針 (R2.9) 踏

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由
		<u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u>	まえた修正
	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	
35	4 応急活動のためのマニュアルの作成等（略） また、町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。	4 応急活動のためのマニュアルの作成等（略） また、町は、男女共同参画の視点から、 <u>東浦町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。</u>	防災基本計画第2編第1章（p22） 表記の整理
	第10章 避難行動の促進対策	第10章 避難行動の促進対策	
	基本方針	基本方針	
38	○ <u>避難勧告等</u> は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難勧告等</u> を発令する。 （追加） ○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や <u>避難勧告等</u> の伝達手段の多重化・多様化を図る。	○ <u>避難情報</u> は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。 ○ <u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u> ○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や <u>避難情報</u> の伝達手段の多重化・多様化を図る。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
38	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
38	1 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図るとともに、気象警報や <u>避難勧告等</u> が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能	1 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図るとともに、気象警報や <u>避難情報</u> が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	を含む。)、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	含む。)、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
39	1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示(緊急)</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。 (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 ア 気象予警報及び気象情報 イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (追加) ウ 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、土砂災害危険度情報 (3)「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にする こと。 (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること。 (略) (追加) イ 土砂災害が発生するおそれのある土地(<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>に基づく土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区</u>等) ウ <u>高潮浸水想定(平成26年11月26日愛知県公表)における浸水想定区域</u>	1 マニュアルの作成 町は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。 (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 ア 気象予警報及び気象情報 イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報 ウ <u>海岸の水位情報</u> エ 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、土砂災害危険度情報 (3)「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にする こと。 (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること。 (略) イ <u>高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)</u> ウ 土砂災害が発生するおそれのある土地(<u>土砂災害防止法</u>に基づく土砂災害警戒区域等) (削除)	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係 水位周知海岸の指定 表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
40	(5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 (6) <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況〔警戒レベル5〕で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。</u> (7) <u>避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること。</u> ア <u>避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警戒、警戒及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警戒の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u> また、<u>避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を町が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u> なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。	(5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 (6) <u>洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</u> (7) <u>避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。</u> ア <u>避難指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警戒、警戒及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警戒の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u> また、<u>避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(略) ウ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、<u>ただちに[警戒レベル5]災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u> エ 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、<u>ただちに[警戒レベル5]災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u>水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。 (略) 3 事前準備 町は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。 (略) ウ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当)が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、<u>[警戒レベル5]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</u> エ 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難指示</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、<u>潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル5]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</u>水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。 (略) 3 事前準備 町は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
40	また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
41	1 避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 (1) <u>避難勧告等</u> を行う基準及び伝達方法 (略)	1 避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 (1) <u>避難情報</u> を行う基準及び伝達方法 (略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
42	2 避難のための知識の普及 町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (1) 平常時における避難のための知識 (2) 避難時における知識 ア <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u> イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること） ウ <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと</u>	2 避難のための知識の普及 町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (1) 平常時における避難のための知識 (2) 避難時における知識 ア <u>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u> イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること） ウ <u>洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認</u>	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	エ 町長から[警戒レベル5]災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は <u>命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u>	<u>し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。</u> エ 町長から[警戒レベル5]緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、 <u>命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。</u>	
	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
44	2 指定避難所の指定 (略) (3) 町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。 <一人当たりの必要占有面積> 1 m ² /人 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積 2 m ² /人 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積 3 m ² /人 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積 ※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 (追加)	2 指定避難所の指定 (略) (3) 町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。 <一人当たりの必要占有面積> 1 m ² /人 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積 2 m ² /人 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積 3 m ² /人 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積 ※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 <新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1～2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u>	新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記 (「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」)
45	4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に	4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、 <u>段ボールベッド、パーティション等の整備を図る</u>	防災基本計画第2編第1章 (p39)

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。	とともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。	
46	6 避難所の運営体制の整備 (略) (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 <u>(追加)</u>	6 避難所の運営体制の整備 (略) (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> <u>(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	防災基本計画第2編第1章 (p39)
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
47	3 避難行動要支援者対策 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める<u>ものとする。</u>	3 避難行動要支援者対策 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。<u>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域</u>	改正後の災害対策基本法第49条の14第1項関係

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修正案	改正理由
		<u>防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。</u> <u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> (略) (10) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 <u>町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u> イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 <u>町は、消防機関、警察、社会福祉協議会、自主防組織、民生委員、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。</u> <u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。</u> <u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>また、町は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u>	改正後の災害対策基本法第49条の14第3項関係 改正後の災害対策基本法第49条の15第2項、第49条の16及び第49条の17関係
(略)			
(追加)			

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
48 48	(10) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 4 外国人等に対する対策 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。	<u>ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合</u> <u>町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> (11) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 4 外国人等に対する対策 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。	防災基本計画第2編第1章 (p12) 表記の整理
51	第12章 広域応援体制の整備	第12章 広域応援・受援体制の整備	表記の整理
51 52	基本方針 ○ 町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。 3 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 <u>(1) 防災活動拠点の確保等</u> <u>町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関と</u>	基本方針 ○ 町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u> なお、相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。 3 受援体制の整備 <u>(削除)</u>	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	<u>の情報の共有に努めるものとする。なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u> (2) 受援体制の整備 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 また、町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、町は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	防災基本計画第2編第1章 (p27)
	(新設)	第4節 防災活動拠点の確保等	表記の整理
	(追加)	町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、<u>自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u> <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u>	表記の整理 県の取組に係る修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由
54	第13章 防災訓練及び防災意識の向上 基本方針 （略） ○ 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。	第13章 防災訓練及び防災意識の向上 基本方針 （略） ○ 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。	防災基本計画第1編第3章（P6）
56	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 （略） （5）警報等や避難勧告等の意味と内容 （6）警報等発表時や <u>避難勧告等</u> の発令時にとるべき行動 （略） <u>（追加）</u> 3 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>と</u> いった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するように呼び掛ける。 さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 （略） （5）警報等や避難情報の意味と内容 （6）警報等発表時や <u>避難情報</u> の発令時にとるべき行動 （略） <u>（11）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真</u> <u>真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> 3 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>などの感染防止対策資材</u> について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するように呼び掛ける。 さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係 防災基本計画第2編第1章（p15） 表記の整理
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	
60	2 組織及び活動体制	2 組織及び活動体制	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修正案	改正理由
	[災害対策本部組織表] <pre> graph LR A[本部長] --- B[副本部長] B --- C[総務部] B --- D[広報・渉外部] B --- E[救護部] B --- F[生活経済部] B --- G[建設部] B --- H[教育部] B --- I[消防部] B --- J[各支部] B --- K[知多中部広域事務組合 半田消防署東浦支署] C --- C1[本部班] C --- C2[総務班] C --- C3[財政班] C --- C4[被害調査班] C --- C5[総務協力班] D --- D1[広報班] D --- D2[渉外班] D --- D3[広報・渉外協力班] E --- E1[避難所班] E --- E2[福祉・物資班] E --- E3[救護防疫班] E --- E4[救護協力班] F --- F1[住民班] F --- F2[環境班] F --- F3[農政班] F --- F4[商工班] G --- G1[土木班] G --- G2[都市計画班] G --- G3[都市整備班] G --- G4[上下水道班] H --- H1[教育班] H --- H2[給食班] H --- H3[学校班] I --- I1[消防班] J --- J1[森岡支部] J --- J2[緒川支部] J --- J3[緒川新田支部] J --- J4[石浜支部] J --- J5[石浜西支部] J --- J6[生路支部] J --- J7[藤江支部] </pre>	[災害対策本部組織表] <pre> graph LR A[本部長] --- B[副本部長] B --- C[総務部] B --- D[広報・渉外部] B --- E[救護部] B --- F[生活経済部] B --- G[建設部] B --- H[都市整備部] B --- I[教育部] B --- J[議会事務局] B --- K[消防部] B --- L[各支部] B --- M[半田消防署東浦支署・東浦西部出張所] C --- C1[本部班] C --- C2[総務班] C --- C3[財政班] C --- C4[被害調査班] C --- C5[総務協力班] D --- D1[広報班] D --- D2[渉外班] E --- E1[避難所班] E --- E2[福祉・物資班] E --- E3[救護防疫班] F --- F1[住民班] F --- F2[環境班] F --- F3[農政班] F --- F4[商工班] G --- G1[土木班] G --- G2[上下水道班] H --- H1[都市計画班] H --- H2[公園緑地班] H --- H3[公共交通班] I --- I1[教育・給食班] I --- I2[学校班] J --- J1[議会事務班] K --- K1[消防班] L --- L1[森岡支部] L --- L2[緒川支部] L --- L3[緒川新田支部] L --- L4[石浜支部] L --- L5[石浜西支部] L --- L6[生路支部] L --- L7[藤江支部] </pre>	機構改革に伴う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)			修 正 案			改正理由
62	[災害対策本部の所掌事務]			[災害対策本部の所掌事務]			機構改革に伴う修正 表記の整理
	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	部 名 等	班 名 等	所掌事務	
	総務部 部長 総務部長 副部長 議会事務局 長	本部班 (防災交通 課) 班長 防災交通課 長	1 (略) 2 気象予警報等情報(地震災害 に関する警戒宣言、地震予知 情報等を含む。)の受信、伝 達等に関する事。 3～6 (略) 7 緊急の交通安全対策に関する こと。 8 (略)	総務部 部長 総務部長 (削除)	本部班 (防災危機管 理課) 班長 防災危機管 理課長	1 (略) 2 気象予警報等情報(地震災害 に関する情報等を含む。)の受 信、伝達等に関する事。 3～6 (略) (削除) 7 (略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		総務協力班 (議事課、会 計課)	1 議会との連絡調整に関する こと。 2 他(部)班の応援協力に関す ること。		総務協力班 (会計課、監 査委員事務 局)	(削除) 1 他(部)班の応援協力に関す ること。	
63	広報・渉外部 部長 企画政策部 長	広報班 (企画政策 課、広報情報 課) 班長 広報情 報課長	1 住民に対する予警報、避難 の指示、勧告等の広報に関す ること。 2～5 (略)	広報・渉外 部 部長 企画政策部 長	広報班 (企画政策 課、住民自治 課、DX 推進 課) 班長 住民自 治課長	1 住民に対する予警報、避難 情報等の広報に関する事。 2～5 (略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		広報・渉外協 力班 (監査事務 局)	1 他(部)班の応援協力に関す ること。		(削除)	(削除)	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)			修 正 案			改正理由
		都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	<u>1 応急仮設住宅の建設に関すること。</u> <u>2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。</u> <u>3 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u>		(削除)	(削除)	機構改革に伴う修正 表記の整理
		都市整備班 (都市整備課) 班長 都市整備課	<u>1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u>		(削除)	(削除)	
		上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	<u>1 (略)</u> <u>2 水道、下水道(雨水を除く)施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u> <u>3 (追加)</u>		上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	<u>1 (略)</u> <u>2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u> <u>3 ポンプ場運転等の操作に関すること。</u>	
	(追加)	(追加)	(追加)	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	<u>1 応急仮設住宅の建設に関すること。</u> <u>2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。</u> <u>3 被災住宅の応急修理に関すること。</u> <u>4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)			修 正 案			改正理由
65		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>公園緑地班 (公園緑地課)</u> <u>班長</u> <u>公園緑地課長</u>	<u>1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u>	機構改革に伴う修正 表記の整理
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>公共交通班 (まちづくり課)</u> <u>班長</u> <u>まちづくり課長</u>	<u>1 公共交通の被害調査等に関すること。</u> <u>2 他(部)班の応援協力に関すること。</u>	
	教育部 部長 教育部長	<u>教育班</u> (学校教育課) <u>班長</u> 学校教育課長	<u>1～4 (略)</u> <u>(追加)</u>	教育部 部長 教育部長	<u>教育・給食班</u> (学校教育課) <u>班長</u> 学校教育課長	<u>1～4 (略)</u> <u>5 応急給食に関すること。</u> <u>6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u> <u>7 他(部)班の応援協力に関すること。</u>	
		<u>給食班</u> (給食センター) <u>班長</u> <u>センター所長</u>	<u>1 応急給食に関すること。</u> <u>2 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</u> <u>3 他(部)班の応援協力に関すること</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	議会事務局 議会事務局 長	<u>議会事務班</u> (議会事務局)	<u>1 議会災害対策会議に関すること。</u>	
	消防部 部長 消防団長	<u>消防班</u> (消防団) <u>班長</u> <u>副団長</u>	<u>1～3 (略)</u> <u>4 住民に対する予警報、避難の指示又は勧告等の伝達に関すること。</u> <u>5 (略)</u>	消防部 部長 消防団長	<u>消防班</u> (消防団) <u>班長</u> <u>副団長</u>	<u>1～3 (略)</u> <u>4 住民に対する予警報、避難情報等の伝達に関すること。</u> <u>5 (略)</u>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）			修 正 案			改正理由
65	支部	各支部	1～4（略） 5 <u>その他自主防災組織の活動 に關すること。</u>	支部	各支部	1～4（略） 5 <u>自主防災会を統括すること。</u>	表記の整理
	知多中部広域事務組合 半田消防署 東浦支署			知多中部広域事務組合 半田消防署 東浦支署・東浦西部出張所		（略）	
	3 災害対策本部の設置又は廃止の検討への報告			3 災害対策本部の設置又は廃止の検討への報告			
	通知及び公表先	方法	担当	通知及び公表先	方法	担当	
	知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署	（略）	（略）	知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所	（略）	（略）	
	5 惨事ストレス対策 （1）（略） （2） <u>消防機関</u> は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。			5 惨事ストレス対策 （1）（略） （2） <u>知多中部広域事務組合</u> は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。			

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）		修 正 案		改正理由		
68	第3節 非情配備		第3節 非情配備		表記の整理		
	2 非情配備の基準 [非常配備の基準]		2 非情配備の基準 [非常配備の基準]				
	区 分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)	区 分		指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
	警 戒 配 備	<指令の時期> 1～2（略） 3 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度4 の地震が発生したとき <解除の時期> 1～2（略）	防災 <u>交通</u> 課職員	警 戒 配 備		<指令の時期> 1～2（略） 3 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度4 の地震が発生したとき <解除の時期> 1～2（略）	防災 <u>危機管理</u> 課職員
	第 1 非 常 配 備	<指令の時期> 1～3（略） 4 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度4 の地震が発生したときで、町内におい て被害が報告されとき。 5～6（略） <解除の時期> 1～2（略）	あらかじめ町長が指 名する職員及び防災 <u>交通</u> 課職員	第 1 非 常 配 備		<指令の時期> 1～3（略） 4 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度4 の地震が発生したときで、町内におい て被害が報告されとき。 5～6（略） <解除の時期> 1～2（略）	あらかじめ町長が指 名する職員及び防災 <u>危機管理</u> 課職員 (<u>災害対策本部設置</u>)
	第 2 非 常 配 備	<指令の時期> 1（略） 2 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度5 弱の地震が発生したとき。 3～7（略） <解除の時期> 1～2（略）	あらかじめ町長の指 名する職員（第1非常 配備員を含む。）及び 発生のおそれのある 災害に応じて町長の 指名する課等の職員	第 2 非 常 配 備		<指令の時期> 1（略） 2 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度5 弱の地震が発生したとき。 3～7（略） <解除の時期> 1～2（略）	あらかじめ町長の指 名する職員（第1非常 配備員を含む。）及び 発生のおそれのある 災害に応じて町長の 指名する課等の職員 (<u>災害対策本部設置</u>)
第 3 非 常 配 備	<指令の時期> 1～3（略） 4 町又は町の <u>周辺地域</u> において震度5 強以上の地震が発生したとき。 5（略） <解除の時期>	職員全員 (災害対策本部設置)	第 3 非 常 配 備	<指令の時期> 1～3（略） 4 町又は町の <u>隣接市町</u> において震度5 強以上の地震が発生したとき。 5（略） <解除の時期>	職員全員 (災害対策本部設置)		

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)			修 正 案			改正理由
		1～2 (略)			1～2 (略)		
	第4節 職員の派遣要請			第4節 職員の派遣要請			
71	4 被災市町村への町職員の派遣 町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。			4 被災市町村への町職員の派遣 町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>			
	第2章 避難行動			第2章 避難行動			
	基本方針			基本方針			
72	(略) ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 (略)			(略) ○ <u>高齢者等避難</u> の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。 (略)			避難情報に関するガイドライン

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）		修 正 案		改正理由	
75	第1節 気象警報等の伝達		第1節 気象警報等の発表、伝達		改正後の災害対策基本法第60条第1項関係	
	2 気象予報警報等 [気象予警報等の種類]		2 気象予報警報等 [気象予警報等の種類]			
		種類	発表基準			種類
	気象情報	土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、 <u>避難勧告等</u> の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて <u>避難勧告</u> の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。	気象情報	土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、 <u>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、<u>避難情報</u>の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて<u>避難情報</u>の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修正案	改正理由
77	第1節 気象警報等の伝達 3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する特別警報・警報等 (略) (伝達経路) <pre>graph LR A[名古屋地方気象台] --> B[第四管区海] A --> C[中部管区警察] B --> D[名古屋海上保安部] B --> E[海上保安署] B --> F[船舶等] D --> E D --> G[中部空港海上保安航空基地] E --> F G --> F C --> H[愛知県警察本部] C --> I[関係警察署] H --> I A --> J[愛知県] A --> K[消防庁] A --> L[西日本電] A --> M[日本放送協会名古屋放送局] A --> N[報道機関] A --> O[中部地方整備局] A --> P[防災関係機関] J -- "(県防災行政無線)" --> Q[町] K --> Q L --> Q M -- "(放送)" --> R[住民等] N -- "(放送)" --> R Q --> R</pre> ※注意 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知	第1節 気象警報等の発表、伝達 3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する特別警報・警報等 (略) (伝達経路) <pre>graph LR A[名古屋地方気象台] --> B[第四管区海] A --> C[中部管区警察] B --> D[名古屋海上保安部] B --> E[海上保安署] B --> F[船舶等] D --> E D --> G[中部空港海上保安航空基地] E --> F G --> F C --> H[愛知県警察本部] C --> I[関係警察署] H --> I A --> J[愛知県] A --> K[消防庁] A --> L[東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)] A --> M[日本放送協会名古屋放送局] A --> N[報道機関] A --> O[携帯電話事業者] A --> P[国土交通省機関] J -- "(県防災行政無線)" --> Q[町] K --> Q L -- "(テレビ・ラジオ放送)" --> R[住民等] M -- "(放送等)" --> R N -- "(緊急速報メール)" --> R Q --> R</pre> 注意 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知	図の修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和３年２月修正）	修 正 案	改正理由
	の措置が義務付けられている伝達経路 ３ 西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	の措置が義務付けられている伝達経路 ３ <u>東日本電信電話（株）又は西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</u> ４ <u>緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u>	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由
80	<u>（追加）</u>	（4）水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報） 知事が通知する水位周知海岸 （高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）） 凡例 → 一般回線ファックス 高度情報通信ネットワーク =・= 庁内連絡 → 専用電話 ・三河湾・伊勢湾沿岸 河川課 中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幅豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山市 大治町 蟹江町 飛鳥村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 関係警察署 海部地区水防事務組合 愛知県尾張水害予防組合 中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課	改正後の災害対策基本法第60条第1項

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(4) 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、<u>避難勧告等</u>の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報 (メッシュ情報) を該当する警戒レベル相当情報を付して町や住民に提供する。 (5) 土砂災害緊急情報 (略) (6) 火災気象通報 (略) (7) 火災警報 (略)	(5) 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、名古屋地方気象台及び県が共同して発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、<u>避難情報</u>の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報 (メッシュ情報) を該当する警戒レベル相当情報を付して町や住民に提供する。 (6) 土砂災害緊急情報 (略) (7) 火災気象通報 (略) (8) 火災警報 (略)	
81	第2節 避難勧告等	第2節 避難情報	
81	1 実施責任者 (1) 町長 (すべての災害の場合) ア <u>避難勧告等</u> 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難勧告等</u>の発令基準に基づき、速やかに警戒レベルを付して的確な<u>避難勧告等</u>を発令するものとする。 速やかに<u>立ち退き避難</u>を促す情報は、[警戒レベル4]<u>避難勧告</u>を基本とする。 <u>避難勧告等</u>を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、<u>近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u> また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。	1 実施責任者 (1) 町長 (すべての災害の場合) ア <u>避難情報</u> 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難情報</u>の発令基準に基づき、速やかに警戒レベルを付して的確な<u>避難情報</u>を発令するものとする。 速やかに<u>立ち退き避難</u>を促す情報は、[警戒レベル4]<u>避難指示</u>とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、<u>発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</u> また、既に災害が発生又は切迫している状況 (警戒レベル5) において、<u>未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要がある</u>	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
82	イ [警戒レベル5]災害発生情報 河川管理者や消防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を町が把握した場合に、可能な範囲で発令する。 ウ [警戒レベル4]避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な [警戒レベル4] 避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示する。</u> 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令するものとする。 また、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難勧告等</u>を発令する。 エ [警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して<u>避難準備（避難所で滞在するための衣類や食糧品等の準備）</u>を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難所を開設する。 なお、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始を発令する。	あることにも留意すること。 イ [警戒レベル5]緊急安全確保 災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。 ウ [警戒レベル4]避難指示 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な [警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。 その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示する。</u> 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令するものとする。 また、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難指示</u>を発令する。 エ [警戒レベル3]高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。 なお、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]高齢者等避難を発令する。	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
83	オ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 カ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 キ 事前の情報提供 避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 (3) 知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法による場合） ウ 町長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により、町長が避難のための立ち退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わってその事務を実施する。 (4) 警察官（すべての災害の場合） イ 災害対策基本法第61条による指示 町長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退きを指示する。 また、警察官は自ら立ち退きを指示したときは、直ちに町長に連絡する。	オ 対象地域の設定 避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 カ 避難情報の伝達 避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 キ 事前の情報提供 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 (3) 知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法による場合） ウ 町長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により、町長が避難のための立退き等の指示の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に代わってその事務を実施する。 (4) 警察官（すべての災害の場合） イ 災害対策基本法第61条による指示 町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。 また、警察官は自ら立退きを指示したときは、直ちに町長に	改正後の災害対策基本法第61条第1項関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ

83

現行（令和3年2月修正）

2 避難勧告等

(1) 避難勧告等の分類

避難勧告等は、三段階に分類し、立退き避難が必要な居住者等に求める行動については、次によるものとする

[三類型避難勧告等一覧]

区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難勧告・避難指示（緊急）	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難をかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。

修正案

連絡する。

2 避難情報

(1) 避難情報の分類

避難情報は、三段階に分類し、立退き避難が必要な居住者等に求める行動については、次によるものとする

[避難情報一覧]

区分	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

改正理由

改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

表記の整理

84

32

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(ウ) 避難の勧告・指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 (エ) (略) (4) 避難勧告・指示の報告 町長が避難勧告等を行った場合、又は警察官等から指示したことの連絡を受けた場合は、直ちに次の事項を知事に報告する。 ア 発令者、理由及び日時 イ 避難対象地区及び避難先 ウ 避難者数	(ウ) 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 (エ) (略) (4) 避難指示の報告 町長が避難指示を行った場合、又は警察官等から指示したことの連絡を受けた場合は、直ちに次の事項を知事に報告する。 ア 発令者、理由及び日時 イ 避難対象地区及び避難先 ウ 避難者数	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
85	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導等	表記の整理
85	1 住民等の避難誘導	1 住民等の避難誘導等	表記の整理
86	2 避難行動要支援者の支援 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (略) イ 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 ウ 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。 エ 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。	2 避難行動要支援者の支援 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (略) イ 避難行動要支援者の避難支援 平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 ウ 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。 エ 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこ	改正後の災害対策基本法第49条の15第2項、第3項、第49条の15第2項、第3項、第49条の17関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
86	<u>(新設)</u>	と。	
86	<u>(新設)</u>	第4節 広域避難 1 広域避難に係る協議 (1) 町における措置 町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を町内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。 (2) 県における措置 県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。 2 居住者等の運送 (1) 県における措置 県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。 ア 運送すべき人 イ 運送すべき場所 ウ 期日	改正後の災害対策基本法第61条の4 第1 項、第61 条の5 第1項及び第61 条の6 第1 項関係 ※広域一時滞在に係る協議等 (第3 編第9 章 第1 節3 (P187)) 策基本法第61条の5 第2 項及び第61条の7第1 項関係 改正後の災害対策基本法第61条の8 第1 項関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
88	3 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (3) 県及び関係機関に通報する場合において、町は、被害の発生地域、避難指示(緊急)等の措置を講じた地域を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	3 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (3) 県及び関係機関に通報する場合において、町は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	「避難情報に関するガイドライン」
88	4 重要な災害情報の収集伝達 (略) (2) 「災害発生状況等(速報・確定報告)伝達様式」による確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。 なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、 <u>即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u>	4 重要な災害情報の収集伝達 (略) (2) <u>消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u> なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。	表記の整理
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	
98	4 非常通信 (1) 非常通信の内容 (略) ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援並びにその他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (略)	4 非常通信 (1) 非常通信の内容 (略) ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、 <u>特定災害対策本部</u> 、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援並びにその他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (略)	改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係
	第3節 広報	第3節 広報	
99	2 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を目的に、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の広報のため、(1)の手段を有効に組み合わせて、(2)の事項について住民への災害広報を実施する。 (略) (2) 広報すべき事項	2 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を目的に、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の広報のため、(1)の手段を有効に組み合わせて、(2)の事項について住民への災害広報を実施する。 (略) (2) 広報すべき事項	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	[災害発生直後の広報] ア 災害の発生状況 イ 地域住民のとりべき措置 ウ 避難に関する情報(避難場所、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>等) エ 医療・救護所の開設情報 オ 道路情報 カ その他必要事項(略)	[災害発生直後の広報] ア 災害の発生状況 イ 地域住民のとりべき措置 ウ 避難に関する情報(避難場所、<u>避難情報</u>) エ 医療・救護所の開設情報 オ 道路情報 カ その他必要事項(略)	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第1節 応援協力	第1節 応援協力	
100	1 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条) 町長は、<u>町内において</u>災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し知多方面本部を通じて応援を求め、災害応急対策を実施する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項 2 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条) 町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、<u>町内において</u>災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足するときは、協定外の市町村に対しても応援を要請するものとする。 また、他市町村から応援を求められたときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、できる限りの必要な応援をするものとする。	1 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条) 町長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し知多方面本部を通じて応援を求め、災害応急対策を実施する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項 2 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条) 町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足するときは、協定外の市町村に対しても応援を要請するものとする。 また、他市町村から応援を求められたときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、できる限りの必要な応援をするものとする。	改正後の災害対策基本法第68条関係 改正後の災害対策基本法第67条第1項関係

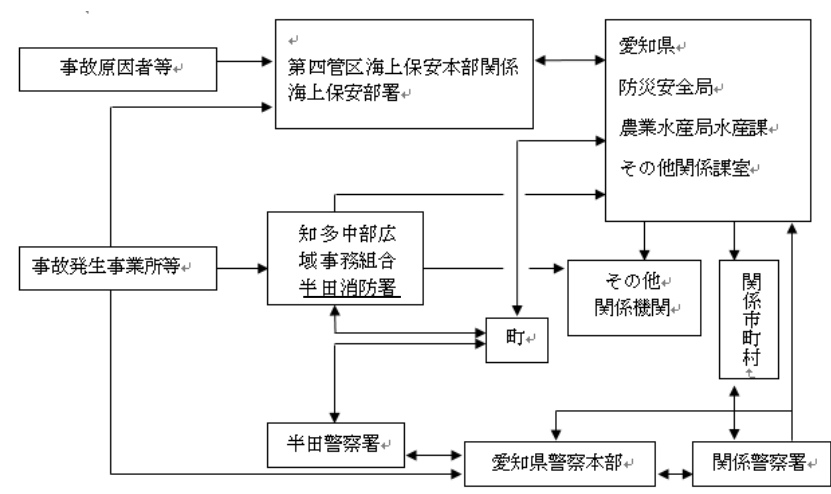
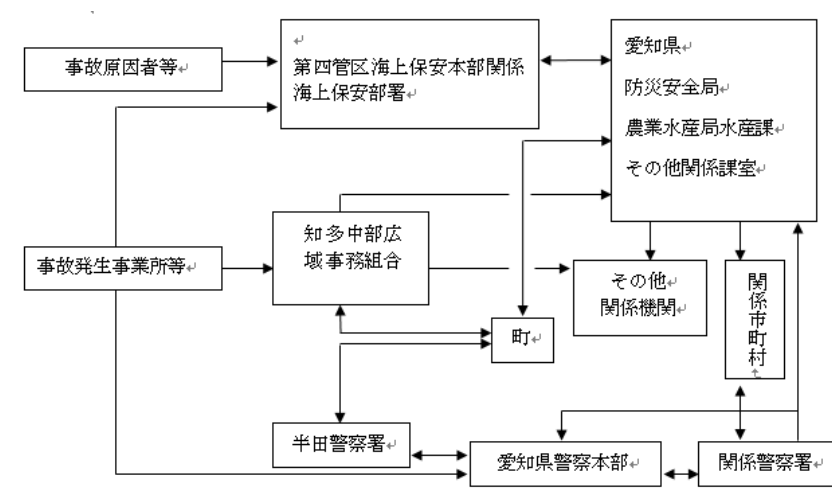
東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
111	基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。	基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、 <u>災害拠点精神科病院</u> 等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。	令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため。
	第1節 医療・助産（医療救護）	第1節 医療・助産（医療救護）	
111	2 救急搬送の実施 (1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合消防本部及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。	2 救急搬送の実施 (1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。	表記の整理
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
114	4 栄養指導 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u>	4 栄養指導 <u>(1) 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u> <u>(2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u>	令和2年3月24日に公共社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため。
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設	
119	2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (1) 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 (2) ～ (4) (略)	2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (1) 道路、橋りょう等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 (2) ～ (4) (略)	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和3年2月修正)	修正案	改正理由
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
125	基本方針 ○ 災害により危険が急迫し、地域住民の生命及び身体の保護が必要と認められるときは、地域住民に対し、 <u>避難勧告</u> 等を十分な余裕をもって行うものとし、安全な場所に避難させるための方法及び避難所について定める。	基本方針 ○ 災害により危険が急迫し、地域住民の生命及び身体の保護が必要と認められるときは、地域住民に対し、 <u>避難指示</u> 等を十分な余裕をもって行うものとし、安全な場所に避難させるための方法及び避難所について定める。	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
126	2 避難所の運営 (略) (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、 <u>民生委員</u> 、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。	2 避難所の運営 (略) (7) 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、 <u>民生委員</u> 、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。	表記の整理
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
128	5 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 (略) 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。	5 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (略) 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。	「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(R2.12)を踏まえた修正 多言語情報

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修正案	改正理由
	(1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 (2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 (3) 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用 (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	(1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 (削除) (2) 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用 (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	翻訳システムの廃止予定に伴う修正
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
132	3 米穀の原料調達 (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	3 米穀の原料調達 (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	
	第14章 海上災害対策	第14章 海上災害対策	
143	2 情報の伝達系統 (略) 	2 情報の伝達系統 (略) 	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修正案	改正理由
146	第15章 航空災害対策 2 情報の伝達系統 航空災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 (1) 民間航空機の場合 *伝達手段 ——> 一般加入電話 <副次ルート> - - -> 県防災行政無線 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合	第15章 航空災害対策 2 情報の伝達系統 航空災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 (1) 民間航空機の場合 *伝達手段 ——> 一般加入電話 <副次ルート> - - -> 県防災行政無線 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合	表記の整理 組織改正による修正

第15章 航空災害対策

2 情報の伝達系統

表記の整理
組織改正による修正

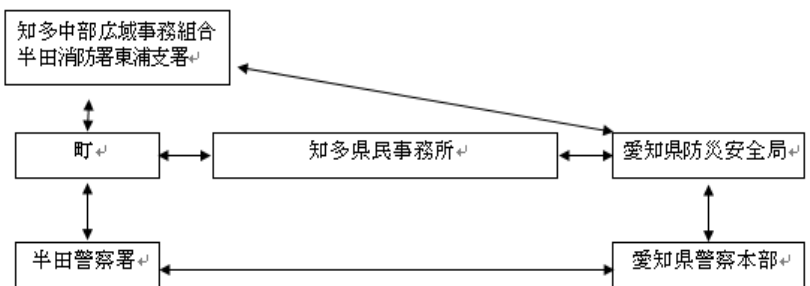
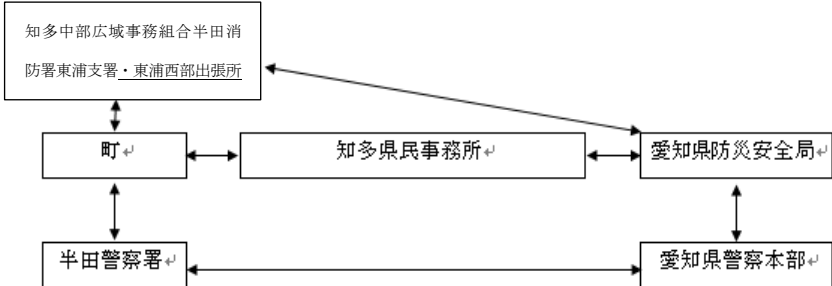
東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修 正 案	改正理由
	（2）自衛隊機の場合 発見者 第四管区海上保安本部 半田警察署 航空自衛隊小牧基地 大阪航空局 中部空港事務所 愛知県警察本部 知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署 町 周辺消防機関 上記の市町村 地元医療機関 知多県民事務所 愛知県建設局航空空港課 愛知県防災安全局 DMAT 指定医療機関 愛知県保健医療局医務課 *伝達手段 一般加入電話 <副次ルート> 県防災行政無線	（2）自衛隊機の場合 発見者 第四管区海上保安本部 半田警察署 航空自衛隊小牧基地 大阪航空局 中部空港事務所 愛知県警察本部 知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所 町 周辺消防機関 上記の市町村 地元医療機関 知多県民事務所 愛知県都市・交通局航空空港課 愛知県防災安全局 DMAT 指定医療機関 愛知県保健医療局医務課 *伝達手段 一般加入電話 <副次ルート> 県防災行政無線	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和3年2月修正）	修正案	改正理由
149	第16章 鉄道災害対策 2 情報の伝達系統⁴ 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。	第16章 鉄道災害対策 2 情報の伝達系統⁴ 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。	表記の整理
151	第17章 道路災害対策 2 情報の伝達系統⁴ 大規模道路災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。	第17章 道路災害対策 2 情報の伝達系統⁴ 大規模道路災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。	
154	第19章 大規模な火事災害対策 1 実施内容 (1) 町の措置 ア 大規模な火事災害に係る県への連絡	第19章 大規模な火事災害対策 1 実施内容 (1) 町の措置 ア 大規模な火事災害に係る県への連絡	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
155	発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。 イ 避難勧告等 地域住民等の避難勧告等については、第2章第2節「<u>避難勧告</u>」の定めにより実施する。 (略) 2 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 	発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。 イ 避難情報 地域住民等の避難指示等については、第2章第2節「<u>避難情報</u>」の定めにより実施する。 (略) 2 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係 表記の整理
	第20章 林野火災対策	第20章 林野火災対策	
156	1 実施内容 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。 (2) 避難勧告等 地域住民等の避難勧告等については、第2章第2節「<u>避難勧告</u>」の定めにより実施する。 (略)	1 実施内容 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。 (2) 避難情報 地域住民等の避難の指示等については、第2章第2節「<u>避難情報</u>」より実施する。 (略)	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	第21章 住宅対策	第21章 住宅対策	
158	基本方針 ○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。	基本方針 ○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。	国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 (追加)	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 ○ 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	法の規定に基づく措置について」 (R2.12.25) を踏まえた修正
	第3節 被災者台帳	第3節 被災者台帳	
159	2 罹災証明書の交付 (略) (1) 被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の罹災届出証明願により罹災届出証明書を交付し、被害状況を確認したのち、罹災証明書を交付する。 (2) 大規模な災害が発生した場合、本人の申告により罹災届出証明書を発行し、被害状況の調査確認を終了したときは、罹災証明書に切り替え交付する。 ◆附属資料 73「被災者台帳」 ◆附属資料 74「罹災届出証明願」 (略)	2 罹災証明書の交付 (略) (1) 被災者に必要な証明事項を確認し、被害の程度の証明が必要な場合は、罹災証明書を交付する。必要でない場合は、被災証明書を交付する。 (2) 大規模な災害が発生し、被害認定調査に日数を要する場合は、罹災証明書の応急的な措置として、被災者本人の申出により受付処理済の罹災証明申請書の写しを交付する。被害認定調査終了後には、罹災証明書を交付する。 ◆附属資料 73「被災者台帳」 ◆附属資料 74「被災証明申請書兼被災証明書」 (略)	表記の整理
	第6節 住宅の応急修理	第6節 住宅の応急修理	
160	4 修理の期間 災害が発生してから1ヶ月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	4 修理の期間 災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	災害救助事務取扱要領の改正
	第4編 災害復旧	第4編 災害復旧	
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
174	基本方針 ○ 東浦町災害廃棄物処理計画(平成30年8月)に定めるところにより、	基本方針 ○ 東浦町災害廃棄物処理計画(令和2年11月)に定めるところにより、	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和3年2月修正)	修 正 案	改正理由
	被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。	被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。	
175	5 応援協力関係 (2) (略) <u>(追加)</u>	5 応援協力関係 (2) (略) ◆附属資料 121「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」	表記の整理
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
177	5 被災者生活再建支援金 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	5 被災者生活再建支援金 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正